

京都市告示第 222 号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局水と緑環境部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

平成18年10月10日

京都市長 榎 本 頼 兼

名 称	位 置	供 用 開 始 の 期 日
大枝山第四公園	西京区御陵大枝山三丁目15番	告 示 の 日

(建設局水と緑環境部緑地管理課)